

## 新型コロナウイルス感染症発生時等の対応方針

R05.05.08 改訂

対象者	感染状況	No.	対 応
園児	感染	1	当該園児は、発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで登園停止 ※10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認を願いたい。 (園は、日常の消毒を実施し保育を継続する。)
園児の同居者	感染	2	園児の登園は可 その場合、園児自身の体調に注意すること。 ※ 家庭で7日間(特に5日間)を経過する(新型コロナウイルスに感染した方の発症日を0日とする。)までは、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか不織布マスクの着用などの配慮をすとともに検温など健康状態の確認を願いたい。
保育士等の職員	感染	3	当該職員は、 ①発症日を0日目として5日間は出勤停止、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは出勤停止とする。 ②症状が無い場合は検体採取日を0日目として上記を適用する。 ※①、②とも10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認やマスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底願いたい。 (園は、日常の消毒を実施し保育を継続する。)

◆ 医師の指示を優先していただくようお願いします。

◆ No.2にある、「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。